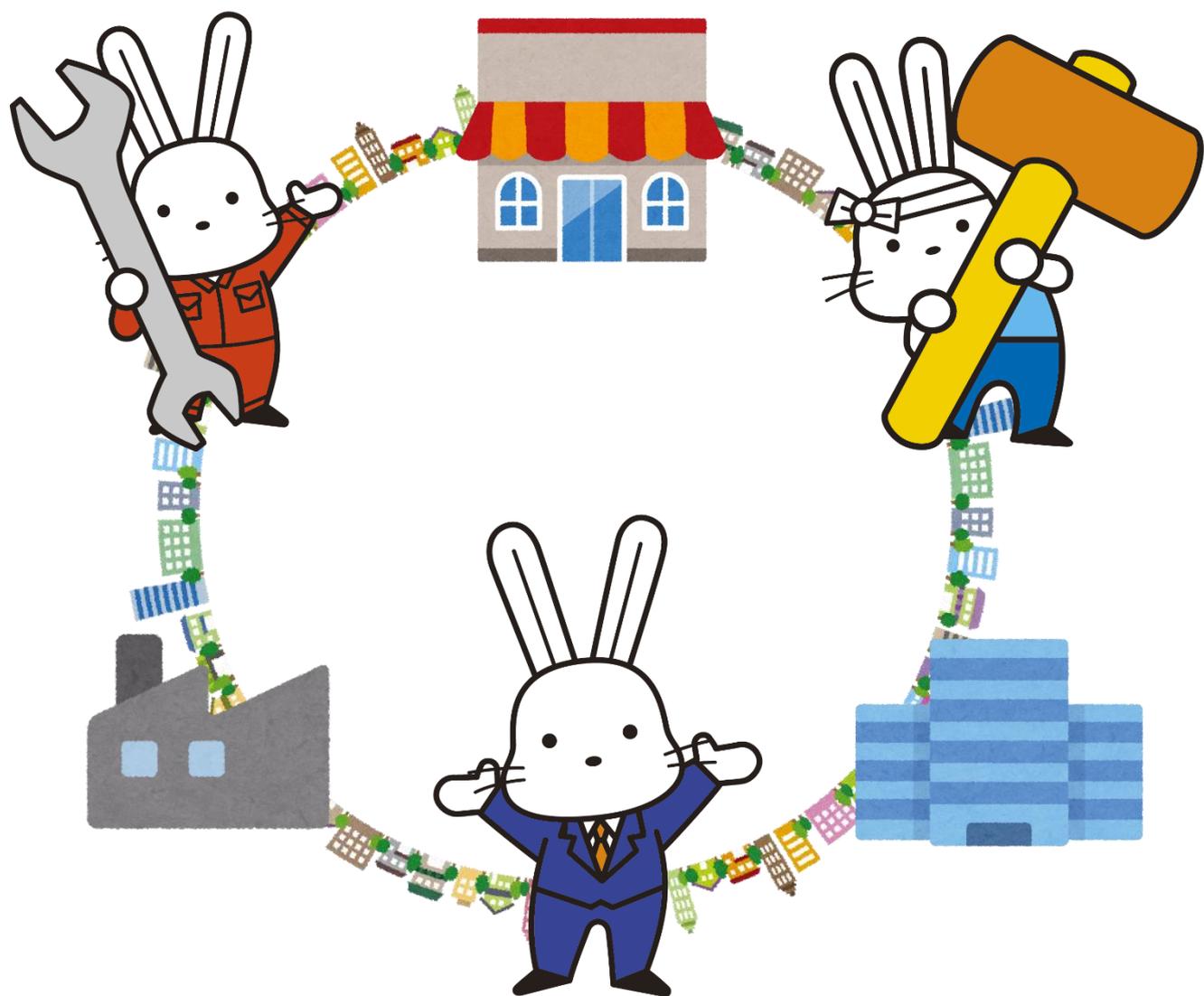


商工業者のための 支援事業のあらまし

【令和6年度】



福島市商工観光部

目 次

【支援事業の紹介】

1 融資を受けたい

- ①中小企業一般融資（一般枠）…………… 1
- ②中小企業一般融資（震災特別枠）…………… 1
- ③中小企業ゼロカーボン資金融資（開発資金枠）…………… 2
- ④中小企業ゼロカーボン資金融資（導入資金枠）…………… 3
- ⑤組織資金融資…………… 3

2 空き店舗等を活用したい

- ①新規出店にかかる内外装工事等支援事業補助…………… 4
- ②商店街空き店舗等対策（街なか出店家賃補助）…………… 5
- ③大型空き店舗等対策（街なか出店家賃補助）…………… 6

3 創業したい

- ①創業応援利子補給事業補助…………… 7
- ②創業融資信用保証料補助（中小企業信用保証料補助）…………… 7
- ③福島市創業支援等事業計画に基づく創業支援…………… 8
- ④クリエイティブビジネスサロンを活用した創業支援…………… 9

4 組合で活動をしたい

- ①商店街共同施設設置事業に対する補助…………… 10

5 イベントを行いたい

- ①商店街等活性化・街なか賑わい創出イベント支援事業補助…………… 11
- ②コンベンション・エクスカーション補助…………… 12

6 人材の確保・育成を行いたい

- ①次世代後継者育成事業…………… 13
- ②就職応援ポータルサイトへの企業情報掲載…………… 14

7 新しい事業に取り組みたい

- ①新製品・新技術開発支援…………… 15
- ②先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置…………… 16

8 事業の基盤を強化したい

- ①事業継続力支援…………… 17

9 事業所を設置したい

- ①福島市への立地に関する助成…………… 17

10 本社を移転、支社オフィスを開設したい

- ①本社移転・支社オフィス開設の場合の助成、異動した従業員への支援…………… 20

11 福利厚生を充実させたい

- ①一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター…………… 22

【施設等の紹介】

12 コラッセふくしま

- ①コラッセふくしまの概要…………… 23

13 福島市の産業振興

- ①福島市の産業振興…………… 24

1 融資を受けたい

①中小企業一般融資（一般枠）

融資の対象	原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種）	
融資の条件	資金の使途	運転 設備
	貸付金額	・運転、設備 1企業 2,000万円以内
	融資期間	・運転 10年以内 ・設備 15年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (1年以内の据置を認める)
	貸付利率	貸付期間 ・ 5年以内のとき 年利2.0%以内(固定) ・ 5年超10年以内のとき 年利2.1%以内(固定) ・ 10年超15年以内のとき 年利2.4%以内(固定)
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市1/2補助(上限50万円)
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係	電話 024-515-7746

②中小企業一般融資（震災特別枠）

融資の対象	平成23年東日本大震災または福島第一原子力発電所事故により事業活動に影響を受け、原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、市税の未納がない中小企業者で、次のいずれかに該当するもの 1 事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの 2 最近3ヶ月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの(信用保証協会対象業種)	
融資の条件	資金の使途	運転 設備
	貸付金額	・運転、設備 1企業 3,000万円以内
	融資期間	・運転、設備 10年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (2年以内の据置を認める)
	貸付利率	年利1.7%以内(固定)
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市1/2補助(上限50万円)
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	市の指定する金融機関に令和7年3月31日までに融資申し込み完了とする。	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係	電話 024-515-7746

③中小企業ゼロカーボン資金融資（開発資金枠）

融資の対象	融資の対象は次の設備等の開発とし、かつ、原則として1年以上福島市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種） 1 再生可能エネルギー設備及び附随する製品 2 省エネルギー設備及び附随する製品 3 蓄エネルギー設備及び附随する製品 4 省エネルギー又は省資源化に資する製品	
融資の条件	資金の用途	設備等の開発又は開発済み製品の販売促進に必要な運転資金、及び、附帯する設備資金
	貸付金額	1企業 5,000万円以内
	融資期間	10年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (1年以内の据置を認める)
	貸付利率	年利1.5%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市2/3補助（上限50万円）
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746	

④中小企業ゼロカーボン資金融資（導入資金枠）

融資の対象	融資の対象は次の設備等の導入とし、かつ、原則として1年以上福島市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種） 1 再生可能エネルギー設備 2 省エネルギー設備 3 蓄エネルギー設備 4 省エネルギー又は省資源化に資する製品 5 次世代自動車又は充電設備等	
融資の条件	資金の用途	設備等の導入に必要な設備資金、及び、附帯する運転資金
	貸付金額	1企業 5,000万円以内
	融資期間	15年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (1年以内の据置を認める)
	貸付利率	貸付期間 ・ 5年以内のとき 年利1.6%以内（固定） ・ 5年超10年以内のとき 年利1.7%以内（固定） ・ 10年超15年以内のとき 年利2.0%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市2/3補助（上限50万円）
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、 七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、 福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係	電話 024-515-7746

⑤組織資金融資

融資の対象	「中小企業団体の組織に関する法律」、「中小企業等協同組合法」、「商店街振興組合法」の各法に基づく組合及び中小規模の事業者を構成員とした共同出資会社等の法人であって、市及び金庫において認める団体	
融資の条件	使途	運転 設備 転貸
	限度額	1組合 1億5,000万円以内 (ただし、転貸資金1企業 2,000万円以内)
	期間	・運転 10年以内 ・設備 15年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (1年以内の据置を認める)
	利率（固定）	貸付期間 ・ 10年以内のとき 年利2.0%以内（固定） ・ 10年超15年以内のとき 年利2.3%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	原則として不要
	保証人および担保	保証人 1名以上、必要に応じ担保要求
申請窓口	商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係	電話 024-515-7746

2 空き店舗等を活用したい

①新規出店にかかる内外装工事等支援事業補助

事業の概要	<p>空き店舗や新規店舗、空き家で開業する事業者に対し、工事等にかかる経費の一部を補助する。</p> <p>また、街なかの対象エリアを拡大するとともに、飯坂地区と金谷川地区を対象エリアに加えて支援する。</p>														
対象者（事業主体）	法人 個人事業主 団体に事業を行う者														
補助金の額・補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者/補助率</th> <th colspan="3">補助要件 補助上限額</th> </tr> <tr> <th>100㎡未満</th> <th>100～200㎡</th> <th>200㎡以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①クリエイティブ産業 1/2</td> <td rowspan="2">100万円</td> <td rowspan="2">200万円</td> <td rowspan="2">300万円</td> </tr> <tr> <td>②各種産業 1/3</td> </tr> </tbody> </table>			対象者/補助率	補助要件 補助上限額			100㎡未満	100～200㎡	200㎡以上	①クリエイティブ産業 1/2	100万円	200万円	300万円	②各種産業 1/3
対象者/補助率	補助要件 補助上限額														
	100㎡未満	100～200㎡	200㎡以上												
①クリエイティブ産業 1/2	100万円	200万円	300万円												
②各種産業 1/3															
対象経費	<p>内装工事費、外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費、電気・照明・ガス工事費、デザイン委託費、工事設計委託費、工事監理業務委託費、ネットワーク環境接続費（初期投資のみ）、Google Cloudなどのクラウドプロバイダー、Adobe Creative Cloudなど構築委託費（自社で構築の場合は、初期投資のみ）、新規出店のためのウェブサイト作成 等</p>														
対象事業期間	交付決定日 ～ 令和7年1月31日（金）														
申請方法	受付：事業の着手前 申請時期：令和6年12月27日（金）まで														
必要書類	<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①出店計画書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④誓約書 ⑤経歴書及び身分証の写し（個人）または登記事項証明書の写し（法人） ⑥完納証明書の写し（市税に未納がないことの証明書（市民税課での納税証明書）、法人に課税がない場合は代表者のもの） <p>※市外に本店又は住民登録がある事業者は、当該市区町村の納税証明書の写し（納税状況がわかるもの（法人に課税がない場合は代表者のもの））を併せて提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦賃貸借契約書、売買契約書又は建築工事請負契約書の写し ⑧設計図書（図面、仕様書） ⑨工事見積書等（補助対象経費が確認できる書類） ⑩提出書類確認リスト ⑪その他必要な書類 														
問合せ先	にぎわい商業課 にぎわい創出係 電話 024-525-3720														

②商店街空き店舗等対策（街なか出店家賃補助）

事業の概要	街なかの空き店舗や新規店舗、空き家に出店する際の家賃の一部を補助します。アパレル産業及びクリエイティブ産業（新規創業者）の出店に対しては、補助率・上限額を引き上げて支援します。																								
対象者（事業主体）	商店街振興組合 事業協同組合 任意商店会 商工会 商工会議所 街づくり会社 NPO（特定非営利活動法人） 中小企業等（小規模事業者・個人事業主を含む） ※NPOについては、地元商店街と連携して実施することが確実な場合のみ																								
補助金の額・補助率等	<p>①アパレル産業</p> <p>②クリエイティブ産業（新規創業者のみ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>8/12以内</td> <td>6/12以内</td> <td>4/12以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">240万円（月20万円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③その他各種産業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>6/12以内</td> <td>4/12以内</td> <td>2/12以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">180万円（月15万円）</td> </tr> </tbody> </table>		1年目	2年目	3年目	補助率	8/12以内	6/12以内	4/12以内	限度額	240万円（月20万円）				1年目	2年目	3年目	補助率	6/12以内	4/12以内	2/12以内	限度額	180万円（月15万円）		
	1年目	2年目	3年目																						
補助率	8/12以内	6/12以内	4/12以内																						
限度額	240万円（月20万円）																								
	1年目	2年目	3年目																						
補助率	6/12以内	4/12以内	2/12以内																						
限度額	180万円（月15万円）																								
対象経費	店舗等の賃貸借料（敷金、礼金、共益費、消費税及び地方消費税を除く。ただし、共益費が賃料に含まれている場合は補助の対象とする。）																								
対象事業期間	最長3年間 ただし、継続事業であっても、交付決定は単年度ごとに行うこととする。																								
補助金交付の条件等	次の中心市街地等において、空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用すること。 ア 市の認定中心市街地活性化基本計画で定めている中心市街地内 イ 商業まちづくり基本構想に位置づけられた誘導地域 ウ 市が作成した立地適正化計画で定めている都市機能誘導地域 エ 商店街振興組合等が策定し経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画で定めている実施地区 オ 市長が指定する空き店舗重点対策地域																								
問合せ先	にぎわい商業課 商業振興係 電話 024-525-3720																								

③大型空き店舗対策（街なか出店家賃補助）

事業の概要	中心市街地の商業地域内にある大型空き店舗を、集客力向上のための店舗、その他賑わいの創出に寄与する施設として活用する場合の賃貸料の一部を予算の範囲内で補助する。														
対象者（事業主体）	商工会 商工会議所 特定会社 一般社団法人等														
補助金の額・補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>8/12以内</td> <td>6/12以内</td> <td>4/12以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">1,920万円（月160万円）</td> </tr> </tbody> </table>				1年目	2年目	3年目	補助率	8/12以内	6/12以内	4/12以内	限度額	1,920万円（月160万円）		
	1年目	2年目	3年目												
補助率	8/12以内	6/12以内	4/12以内												
限度額	1,920万円（月160万円）														
対象経費	店舗等の賃貸借料（敷金、礼金、共益費、消費税及び地方消費税を除く。ただし、共益費が賃料に含まれている場合は補助の対象とする。） ※店舗等は市が必要と認めた業種とする。														
対象事業期間	最長3年間 ただし、継続事業であっても、交付決定は単年度ごとに行うこととする。														
補助金交付の条件等	中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地であって、都市計画法上の用途地域が商業地域内にある大型空き店舗を店舗、その他中心市街地の魅力向上に寄与する施設に活用すること。 事業対象面積は1,000㎡以上とし、店舗等は概ね5店舗以上とする。														
問合せ先	にぎわい商業課 商業振興係 電話 024-525-3720														

3 創業したい

①創業応援利子補給事業補助

事業の概要	市内に本店又は主たる事業所を設置する創業者（創業後1年以内の者を含む。）の創業に向けた融資に係る支払利子を、第1回目の約定返済をした日（初回返済日）から起算して1年間全額補助する。女性創業者及び中心市街地での創業については、更に1年間補助する。
対象者（事業主体）	市内に本店又は主たる事業所を設置する創業者（創業後1年以内の者を含む。）
補助金の額・補助率等	創業融資に係る支払利子の初回返済日から起算して1年間分を全額補助する。女性創業者及び中心市街地での創業については、更に1年間分を全額補助する。 ※申請時点で償還返済済みの利子及び返済の遅延に係る利子は対象外
対象融資	①福島県起業家支援保証制度融資 ②(株)日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資 ③市内民間金融機関が実施する融資で、上記の融資に準じる融資 ※対象融資の限度額は2,000万円とする
申請方法	受付：融資実行後、速やかに
必要書類	申請時の添付書類 ①融資契約書の写し ②返済予定表の写し ③金融機関に提出した事業計画書の写し ④個人：個人事業開業届出書（税務署に提出するもの）の写し 法人：履歴事項全部証明書（法務局で発行）の写し ⑤許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し ⑥事業所、店舗の位置が確認できる住宅地図等 ⑦女性創業者にあっては、住民票の写し ⑧完納証明書の写し※市外に本店又は住民登録がある者は、併せて当該市区町村の納税証明書の写し 実績報告時の添付書類 ①金融機関が発行する当該年度の支払利息証明書
問合せ先	産業雇用政策課 創業推進係 電話 024-525-7658

②信用保証料補助（中小企業信用保証料補助）

事業の概要	福島県信用保証協会に納付した信用保証料(初回分)の一部を補助する。 ※早期完済等により信用保証料の返戻があった場合は、一部返還を要する。
対象者（事業主体）	市内で事業を営んでいる中小企業者
補助金の額・補助率等	4/5補助（上限50万円）
対象融資	福島県起業家支援保証制度融資
申請方法	受付：融資実行後、速やかに
必要書類	添付書類 ①信用保証協会が発行する信用保証料の額等が分かる書類の写し ②福島市税の納税証明書又は完納証明書の写し ③福島市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746

③福島市創業支援等事業計画に基づく創業支援

事業の概要	福島市創業支援等事業計画に基づき、金融機関や商工会議所の関係機関等と連携しながら、創業希望者に対して、個別相談や創業スクール等を開催し、創業希望者を支援する。
創業支援等事業計画に基づく支援内容	<p>①創業に関する個別相談</p> <p>②特定創業支援等事業（創業スクール、創業セミナー、創業支援塾）の実施</p> <p>③上記②特定創業支援等事業にかかる<u>受講者修了証</u>の発行</p> <p>※受講者修了証によるメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社設立時の登録免許税の軽減 ・創業関連保証の利用開始が前倒し <p>創業融資を受ける際の無担保、第三者保証なしの創業関連保証の利用について、通常創業2カ月前から対象のところ、事業開始6カ月前から利用の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫「新創業融資制度」の申込み要件が緩和 「新創業融資制度」について、「創業を行おうとする個人」または「創業後税務申告2期未満の事業者」の方は、自己資金要件を満たす方として本制度の申込みが可能となる。 ・日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ 「新規開業支援資金」について、貸付利率の引き下げの対象として、同資金を活用することが可能となる。
問合せ先	<p>①個別相談や②特定創業支援等事業について：市内各金融機関、商工会議所</p> <p>③修了書の発行について：産業雇用政策課 創業推進係</p> <p style="text-align: center;">電話 024-525-7658</p>

④クリエイティブビジネスサロンを活用した創業支援

施設の目的	シェアオフィス・コワーキングスペース・ミーティングルームを備え、個人や企業のテレワークの場所や首都圏等からのサテライトオフィスの受け皿、創業者の活動・交流拠点として、多様な働き方に対応したビジネス環境を提供し、創業者や女性起業家を支援します。																												
施設の概要	<p>所在地：福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階 開館時間：午前9時から午後7時まで 休館日：12月29日から翌年1月3日、コラッセふくしま休館日 利用料金：</p> <table border="1" data-bbox="395 454 1401 1048"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 454 831 495">区 分</th> <th data-bbox="839 454 979 495">部屋数等</th> <th data-bbox="987 454 1128 495">使用人員</th> <th data-bbox="1136 454 1401 495">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 506 584 584" rowspan="3">シェアオフィス</td> <td data-bbox="592 506 831 584">シェアオフィスA (14.8㎡)</td> <td data-bbox="839 506 979 584">6部屋</td> <td data-bbox="1136 506 1401 584">45,000円 <small>(新規創業者 25,000円)</small></td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 595 831 674">シェアオフィスB (22.5㎡)</td> <td data-bbox="839 595 979 674">1部屋</td> <td data-bbox="1136 595 1401 674">65,000円 <small>(新規創業者 35,000円)</small></td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 685 831 763">シェアオフィスC (30.5㎡)</td> <td data-bbox="839 685 979 763">1部屋</td> <td data-bbox="1136 685 1401 763">85,000円 <small>(新規創業者 45,000円)</small></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 775 831 875">コワーキングスペース 交流スペース</td> <td data-bbox="839 775 979 875">60席</td> <td data-bbox="987 775 1128 875">1人1席</td> <td data-bbox="1136 775 1401 875">1人1時間 200円 4時間 500円 1日 1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 887 584 965" rowspan="2">ミーティングルーム</td> <td data-bbox="592 887 831 965">ミーティングルームA (18.9㎡)</td> <td data-bbox="839 887 979 965">1部屋</td> <td data-bbox="1136 887 1401 965">1時間 300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 976 831 1048">ミーティングルームB (26.7㎡)</td> <td data-bbox="839 976 979 1048">1部屋</td> <td data-bbox="1136 976 1401 1048">1時間 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新規創業者 新規に事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以降3年を経過していない者</p>				区 分	部屋数等	使用人員	利用料金	シェアオフィス	シェアオフィスA (14.8㎡)	6部屋	45,000円 <small>(新規創業者 25,000円)</small>	シェアオフィスB (22.5㎡)	1部屋	65,000円 <small>(新規創業者 35,000円)</small>	シェアオフィスC (30.5㎡)	1部屋	85,000円 <small>(新規創業者 45,000円)</small>	コワーキングスペース 交流スペース	60席	1人1席	1人1時間 200円 4時間 500円 1日 1,000円	ミーティングルーム	ミーティングルームA (18.9㎡)	1部屋	1時間 300円	ミーティングルームB (26.7㎡)	1部屋	1時間 400円
区 分	部屋数等	使用人員	利用料金																										
シェアオフィス	シェアオフィスA (14.8㎡)	6部屋	45,000円 <small>(新規創業者 25,000円)</small>																										
	シェアオフィスB (22.5㎡)	1部屋	65,000円 <small>(新規創業者 35,000円)</small>																										
	シェアオフィスC (30.5㎡)	1部屋	85,000円 <small>(新規創業者 45,000円)</small>																										
コワーキングスペース 交流スペース	60席	1人1席	1人1時間 200円 4時間 500円 1日 1,000円																										
ミーティングルーム	ミーティングルームA (18.9㎡)	1部屋	1時間 300円																										
	ミーティングルームB (26.7㎡)	1部屋	1時間 400円																										
附属設備	Wi-Fi 完備、有線 LAN (シェアオフィス)、レンタルポスト (有料)、コピー機 (有料)、ロッカー、ドリンクコーナー (有料)																												
運営形態	指定管理 管理運営、年に複数回の起業家創出セミナー・ビジネス交流会ほか主催事業の開催																												
管理運営者	(株)OMJ プラザ																												
問合せ先	(株)OMJ プラザ 電話 024-572-4130 産業雇用政策課 創業推進係 電話 024-525-7658																												

4 組合で活動をしたい

①商店街共同施設設置事業に対する補助

事業の概要	組合等が商店街の近代化を図るため、共同施設を設置した場合に、経費の一部を補助する。
対象者（事業主体）	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 生活衛生同業組合 共同団体
補助金の額・補助率等	対象経費の30/100以内、限度額3,000万円
対象経費	街路灯、アーケード、アーチ、カラー舗道、駐車場・駐輪場（営利目的除く。）、公衆便所、買物広場等休憩関連施設などの新設・改修事業費 ※改修は、設置の日から3年以上経過した施設の改修に限る。 ※事業費の総額が50万円を超えるもの。
対象事業期間	年度内
申請方法	申請に当たっては、事前協議を必要とします。
必要書類	添付書類 ①収支予算書 ②設置する施設的设计書等 ③工事見積書 ④定款（規約等） ⑤会員及び役員名簿 ⑥その他必要な書類
問合せ先	にぎわい商業課 商業振興係 電話 024-525-3720

5 イベントを行いたい

①商店街等活性化・街なか賑わい創出イベント支援事業補助

事業の概要	街なかの賑わい創出・地域経済の活性化を図ため、商店街等が実施するイベント経費の一部を補助する。																										
対象者（事業主体）	イベント開催実行委員会や団体、商店街等 （規約等により代表者が存在し、会計管理が適切になされている任意団体を含む。）																										
対象事業	①市が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業 ②商店街等との連携が図られている事業 ③市外からの誘客を見込める事業 ④様々な業種との連携が図られている事業 ⑤地域が活性化するための演出が図られている事業 ※廃棄物排出量削減の取り組みをお願いします。																										
補助金の額・補助率等	補助額：補助対象経費に下表の補助率を乗じた額（補助上限あり） <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助内容</th> <th>補助率</th> <th>補助上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イ 商 店 街 等</td> <td>商工会管内</td> <td>1/2</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3/10</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">補助内容</th> <th>補助率</th> <th>補助上限</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">イ 街 な か イ ベ ン ト</td> <td>通常</td> <td>1/2</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>4～7月</td> <td>55/100</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>複数日</td> <td>開催月の補助率</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> 補助回数：年2回（同一イベントを除く。） ※街なかイベント：第3次福島市中心市街地活性化計画における中心市街地区域内で実施する事業		補助内容		補助率	補助上限	イ 商 店 街 等	商工会管内	1/2	50万円	その他	3/10	30万円	補助内容		補助率	補助上限	イ 街 な か イ ベ ン ト	通常	1/2	50万円	4～7月	55/100	55万円	複数日	開催月の補助率	75万円
補助内容		補助率	補助上限																								
イ 商 店 街 等	商工会管内	1/2	50万円																								
	その他	3/10	30万円																								
補助内容		補助率	補助上限																								
イ 街 な か イ ベ ン ト	通常	1/2	50万円																								
	4～7月	55/100	55万円																								
	複数日	開催月の補助率	75万円																								
対象経費	会場設営・借用費、宣伝広告費、報償費など																										
対象事業期間	補助交付決定の日から令和7年3月31日まで																										
申請方法	申込み：事業着手日1カ月前																										
必要書類	【交付申請】 ①補助金等交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④補助事業者の定款（規約）、役員名簿 ⑤見積書等その他必要な書類	【実績報告】 ①補助事業等実績報告書 ②事業報告書 ③収支決算書 ④ポスター、パンフレット、チラシ等の成果品及びイベントの状況が分かるもの（新聞記事、写真等） ⑤支払いの状況が分かるもの（領収書の写し等）																									
問合せ先	にぎわい商業課 にぎわい創出係	電話 024-525-3720																									

②コンベンション・エクスカージョン補助

事業の概要	市内で会議、大会等のコンベンションを開催する場合、延べ宿泊者数に応じて、経費の一部を補助する。 また、コンベンションに付随するエクスカージョン（観光・視察旅行）の経費の一部を補助する。 ※県補助との併用可															
対象者（事業主体）	<p>【コンベンション補助金】</p> <p>下記要件を満たす、産業の振興又は、学術、芸術、文化の向上に寄与する会議、大会、研究会、学会等の主催者</p> <p>①県外からの参加者の市内延べ宿泊者数が50人以上のコンベンションであること。</p> <p>②1泊2日以上での会期で開催されるコンベンションであること。</p> <p>③国又は地方公共団体の主催事業でないこと。</p> <p>④市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。</p> <p>⑤政治的活動、宗教的活動、営利目的でないこと。</p> <p>⑥公序良俗に反するものでないこと。</p> <p>⑦施設の使用にあたり、市より別途使用料の減免を受けていないこと。</p> <p>【エクスカージョン補助金】</p> <p>下記要件を満たす、コンベンション主催者が企画し、あらかじめコンベンション参加者に周知された観光、視察等の主催者</p> <p>①市内を起点、終点とするエクスカージョンであること。</p> <p>②参加者が10人以上のエクスカージョンであること。</p> <p>③文化、社会、自然、歴史に触れる観光、視察等であること。</p>															
補助金の額・補助率等	<p>【コンベンション補助金】</p> <p>補助対象経費の2分の1又は補助限度額のいずれか低い方の金額 「補助限度額」</p> <table border="1"> <tr> <td>市内延べ宿泊者数</td> <td>50人～99人</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100人～199人</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200人～299人</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300人～499人</td> <td>350,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500人以上</td> <td>600,000円</td> </tr> </table> <p>【エクスカージョン補助金】</p> <p>補助対象経費の2分の1又は補助限度額5万円のいずれか低い方の金額</p>	市内延べ宿泊者数	50人～99人	50,000円		100人～199人	100,000円		200人～299人	200,000円		300人～499人	350,000円		500人以上	600,000円
市内延べ宿泊者数	50人～99人	50,000円														
	100人～199人	100,000円														
	200人～299人	200,000円														
	300人～499人	350,000円														
	500人以上	600,000円														
対象経費	施設使用料、印刷製本費、広告宣伝費、報償費、旅費、委託費、諸経費など															
対象事業期間	年度内															
申請方法	開催20日前までにオンライン又は郵送															
必要書類	<p>申請時の必要書類</p> <p>①交付申請書</p> <p>②事業計画書</p> <p>③収支予算書</p> <p>④その他必要な書類</p> <p>実績報告時の必要書類</p> <p>①実績報告書</p> <p>②事業報告書</p> <p>③収支決算書</p> <p>④宿泊者名簿（コンベンション補助金）</p> <p>⑤宿泊集計表（コンベンション補助金）</p> <p>⑥参加者名簿（エクスカージョン補助金）</p> <p>⑦その他必要な書類</p>															
問合せ先	コンベンション推進課 コンベンション推進係 電話 024-572-5719															

6 人材の確保・育成を行いたい

①次世代後継者育成事業

事業の概要	中小企業の後継者を対象に、将来を見据えたマネジメント能力を養い、同じ境遇にある者同士の交流や異業種間交流による横断的ネットワークの構築、さらには後継者としての悩みを共有できる仲間づくりなどを支援するため、「次世代夢創塾」を実施する。
対象者（事業主体）	市内に事業所を有する中小企業の後継者（代表者や役員、候補者等）
実施内容	【基本クラス（定員15名）】 マーケティングや経営手法等のセミナー（全4回）を開催し、経営のノウハウやマネジメント能力、中小企業におけるイノベーションの手がかりを学ぶ。 【マスタークラス（基本クラス卒業生）】 基本クラスで学び得た知識等をもとに、参加者同士で課題を見つけ、その課題を解決するために必要な取組等を自ら企画・立案するなど、参加者同士が切磋琢磨しながら、自社に必要なスキルやノウハウを学ぶ。
事業期間	9月から3月まで
申請方法	ホームページから申請
問合せ先	企業振興課 企業支援係 電話 024-525-3721

②就職応援ポータルサイトへの企業情報掲載

名称	えふ WORK 福島市就職応援ポータルサイト
内容	<p>福島市を含む県北地域企業の魅力を求職者にお知らせすることを目的に福島市公式ホームページとして運営しております。</p> <p>貴社の情報を、県北地区で働きたい方々へお届けしますので企業のPRにご活用ください。</p> <p>また、企業の皆様が対象のセミナー等もご案内しています。ぜひご覧ください。</p> <p>なお、掲載企業へは不定期で、国・県・関係機関の企業向け支援情報をメールにてお届けしています。</p>
掲載内容	<p>■企業紹介 福島市内および近郊の各企業の事業概要や若手社員のメッセージ、採用情報を掲載します。福島市で働きたい方々へ向けて、企業のPRが図れます。</p> <p>■イベント支援情報 市および関係機関の実施する就職に関するイベント情報や就職セミナー、就職支援の情報を発信しています。</p> <p>■雇用労働関係機関 市内の雇用・労働相談窓口を確認できます。</p> <p>■企業の方 企業が対象のセミナー等の情報を掲載します。</p>
申込受付	随時
掲載料	無料
募集内容	企業紹介の掲載についての申し込みを随時受け付けています。
申込方法	「えふ WORK」より申請書、企業情報シートをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。詳しくは、下記へお問い合わせください。
URL	<p>https://www.city.fukushima.fukushima.jp/f-work/index.html または 「福島市 えふWORK」 ⇒ <input type="text" value="検索"/></p> 
問合せ先	産業雇用政策課 雇用促進係 電話 024-515-7746

7 新しい事業に取り組みたい

①新製品・新技術開発支援

事業の概要	市内企業が新製品や新技術の開発事業を行い、付加価値の高いものづくりにより新たな事業の創出を図り、本市経済の活性化及び発展に寄与すると判断される場合、その開発事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。																	
対象者（事業主体）	1年以上市内に主たる事業所又は工場を有し、事業による福島市税を納入している製造業又は製造に関する業務を営む法人 なお、上記条件を満たす2社以上の市内企業により開発事業を行う場合も、補助対象者として認める。																	
対象となる開発	補助対象者が独自に新たに開発する製品及び技術であり、次に掲げるいずれかに該当する場合 ①市場に同様の製品または技術がない、あるいは殆ど普及していないもの ②市場にある同様の製品または技術に比べて素材、手法、外形、機能等の点で優れているもの ③補助対象者が従来持っている製品または技術を改良することにより、経営基盤の強化や事業規模の拡大を図ることができるもの																	
補助金の額・補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>補助率</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般枠</td> <td>1/2</td> <td>上限 50 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特定集積産業枠</td> <td>① 医療福祉機器等</td> <td rowspan="3">3/5</td> <td rowspan="2">上限 300 万円</td> </tr> <tr> <td>② ロボット・航空</td> </tr> <tr> <td>③ 食品加工</td> <td>上限 100 万円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		補助率	補助額	一般枠		1/2	上限 50 万円	特定集積産業枠	① 医療福祉機器等	3/5	上限 300 万円	② ロボット・航空	③ 食品加工	上限 100 万円
区分		補助率	補助額															
一般枠		1/2	上限 50 万円															
特定集積産業枠	① 医療福祉機器等	3/5	上限 300 万円															
	② ロボット・航空																	
	③ 食品加工		上限 100 万円															
対象経費	①市場調査費 ②デザイン開発費 ③原材料及び副資材費 ④機械装置及び工具器具費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦産業財産権取得費 ⑧販路開拓費 ⑨共同・委託研究費 ※人件費、間接経費（振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）は含まない。																	
対象事業期間	交付決定日～令和7年3月31日まで																	
申請方法	公募制 令和6年4月22日（月）～5月17日（金） 募集内容等については、 <u>市ホームページ</u> をご確認ください。 なお、申請書等の提出にあたっては、 <u>必ず事前に電話予約</u> をお願いします。																	
必要書類	申請時の添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③開発スケジュール ④新製品・新技術の開発等に関する説明書または図面 ⑤会社概要または会社パンフレット ⑥定款 ⑦法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑧福島市税に関する納税証明書（法人住民税の記載があるもの） ⑨直近2期分の決算関係書類 ⑩委任状（2社以上の市内企業による共同申請の場合） ⑪その他参考資料（大学及び研究機関との連携を伴う場合、共同・委託研究にかかる契約書（案）の写し及び研究者名簿 等） 実績報告時の添付書類 ①収支決算書 ②補助対象経費に係る領収書の写し等 ③完成品の写真 ④開発スケジュール（実績） ⑤その他参考資料（ある場合）																	
採択	外部委員で構成する「審査委員会」において、関係書類の審査及びプレゼンテーションを実施し、採択事業者を決定する。																	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746																	

②先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置

事業の概要	中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者の前向きな投資や賃上げを後押しするため、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」を認定する。中小企業者が認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づく対象設備を取得した場合、3年間（最大5年間）固定資産税の特例措置により税制面から支援する。		
対象者（事業主体）	中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する者		
	業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
	製造業・建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
	上記以外のすべての業種	3億円以下	300人以下
上記対象者と固定資産税の特例対象は異なりますのでご注意ください。			
対象設備	設備の種類		最低取得価格
	機械装置		160万円以上
	工具		30万円以上
	器具備品		30万円以上
	建物付属設備		60万円以上
特例措置	<p>【賃上げ表明なし】 3年間、課税標準を1/2に軽減</p> <p>【賃上げ表明あり】</p> <p>①令和6年3月31日までに取得した設備 …5年間、課税標準を1/3に軽減</p> <p>②令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備 …4年間、課税標準を1/3に軽減</p>		
対象事業期間	令和7年3月31日までに取得する設備		
申請方法	<p>申請時期：随時</p> <p>※認定経営革新等支援機関の事前確認を受けてから申請してください。 <u>設備は先端設備等導入計画の認定後に取得することが【必須】です。</u></p>		
必要書類	<p>①先端設備等導入計画に係る認定申請書・先端設備等導入計画</p> <p>②先端設備等導入計画に関する確認書</p> <p>③先端設備等に係る投資計画に関する確認書</p> <p>④市税の完納証明書</p> <p>⑤暴力団排除に関する誓約書</p> <p>⑥従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ表明ありの場合）</p>		
問合せ先	企業振興課 企業支援係 電話 024-525-3721		

8 事業の基盤を強化したい

①事業継続力支援

事業の概要	市内の中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害、事故その他の突発的な事由が生じた場合に、事業の継続又は早期復旧を可能とするために行うBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画の策定又は改定に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる団体 ②市内に本社または主たる事業所を有すること ③原則として事業による市税を納入している者
補助金の額・補助率等	対象経費の1/2以内、限度額10万円
対象経費	①報償費 ②旅費 ③印刷製本費 ④委託料 ⑤使用料及び賃借料 ⑥負担金 など
対象事業期間	年度内
申請方法	受付：事業の着手前 申請時期：随時申請
必要書類	申請時の添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ④会社概要 ⑤その他必要な資料 実績報告時の添付書類 ①収支決算書 ②補助対象経費に係る領収書の写し等 ③策定等したBCP等の事業成果品 ④業務委託の契約書等の写し （コンサルティング会社等に委託した場合） ⑤研修会のチラシ等受講内容の分かるものの写し （BCP等策定等の研修会等に参加した場合） ⑥その他必要な資料
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 電話 024-515-7746

9 事業所を設置したい

①福島市への立地に関する助成

事業の概要	工業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業立地促進条例の定めにより、本市に立地する企業に対して助成金を交付します。
対象者（事業主体）	・製造業を営む法人 ・物流業等を営む法人 ・情報技術・研究開発型企业(※1) ・特定集積産業を営む法人(※2)
助成金の額・交付要件	下記を参照
問合せ先	企業振興課 企業誘致係 電話 024-525-3723

※1 情報技術・研究開発型企业とは、情報通信業や学術研究・サービス業、再生可能エネルギー関連の技術に関する研究開発を行う企業など、情報化、技術革新によって産業高度化に寄与する法人。

※2 特定集積産業を営む法人とは、医療・健康、ロボット・航空、農産物加工に関連する企業。

種類	区分	助成対象経費	交付要件	助成額
用地取得助成金	新設 増設 移設	用地取得費	<p><用地が工業団地の場合></p> <p>①取得面積に応じて、以下の新規地元常用雇業者及び本市転入常用雇業者の雇用があること。</p> <p>一 取得面積が 5,000 m²未満の場合 1人以上</p> <p>二 取得面積が 5,000 m²以上 15,000 m²未満の場合 2人以上</p> <p>三 取得面積が 15,000 m²以上の場合 3人以上</p> <p>②投下固定資産総額が1億5,000万円（中小企業者にあつては、3,000万円）以上であること。</p> <p>③用地取得後3年以内に操業開始すること。</p> <p>④当初計画した事業を10年以上継続すること。</p>	<p>用地取得費の100分の40以内の額 （特定集積産業(※2)は100分の60以内の額)</p>
			<p><用地が工業団地以外の場合></p> <p>①取得面積に応じて、以下の新規地元常用雇業者及び本市転入常用雇業者の雇用があること。</p> <p>一 取得面積が 5,000 m²未満の場合 1人以上</p> <p>二 取得面積が 5,000 m²以上 15,000 m²未満の場合 2人以上</p> <p>三 取得面積が 15,000 m²以上の場合 3人以上</p> <p>②準工業地域、工業地域、工業専用地域、または、都市計画決定していない地域に立地すること。 （ただし、特定流通業務施設(※3)、研究開発機能または本社・支社機能(※4)を設置するものはこの限りではない。）</p> <p>③用地取得後3年以内に操業開始すること。</p> <p>④当初計画した事業を10年以上継続すること。</p>	<p>用地取得費（契約額か実勢価格のいずれか低い額）の100分の30以内の額 （特定集積産業(※2)は100分の40以内の額）</p> <p>※限度額7千万円（特定集積産業(※2)は1億円）</p>

※3 本市が指定した区域・路線周辺において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく国土交通省の計画認定を受けて「特定流通業務施設」を整備して行う企業。

※4 本社・支社機能とは、総務、調査、企画、その他の管理業務部門等の本社機能またはそれに準ずる支社機能。

※小売店舗および営業所等を除く。

種類	区分	助成対象経費	交付要件	助成額
操業奨励助成金	新設 増設 移設	左記区分に伴う固定資産税相当額	①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業。 ②申請する事業所が過去に操業奨励助成金の助成を受けていないこと。	固定資産税相当額 (1年あたりの上限額は2,000万円+2,000万円を超過した額の2分の1の額。法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額) 対象期間は3年間 (特定集積産業(※2)は5年間)
		用地取得を伴うもの		
	新設	左記区分に伴う固定資産税相当額	①令和6年4月1日以降に事業所を新設した企業。 ②申請する事業所が過去に操業奨励助成金の助成を受けていないこと。 ③助成対象設備に対する投下固定資産総額が1億5千万円以上(中小企業は3千万円以上)であること。	固定資産税相当額の2分の1 (1年あたりの上限額は2,000万円+2,000万円を超過した額の2分の1の額。法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額) 対象期間は3年間
	用地取得を伴わないもの			
	増設 移設 設備投資	左記区分に伴う固定資産税相当額	①次のいずれかに該当すること ア既に用地取得助成金の助成を受けている事業所の操業開始日から10年以内に、増設もしくは移設または設備投資を完了し操業を開始すること。 イ既に操業奨励助成金のみの助成を受けている企業が本市に初めて設置した事業所の操業開始日から10年以内に、増設もしくは移設または設備投資を完了し操業を開始すること。 ウ過去に用地取得助成金および操業奨励助成金のいずれも受けたことがない企業が本市に初めて設置した事業所の操業開始日から10年以内に、増設もしくは移設または設備投資を完了し操業を開始すること。 ②助成対象設備に対する投下固定資産総額が1億5千万円以上(中小企業は3千万円以上)であること。	固定資産税相当額の2分の1 (1年あたりの上限額は2,000万円+2,000万円を超過した額の2分の1の額。法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額) 対象期間は3年間
	用地取得を伴わないもの			
雇用奨励助成金	新設 増設 移設	左記区分に伴う雇用拡大に要する経費	①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業。 ②新規地元常用雇用者を操業開始日から1年以上継続して雇用すること。	新規地元常用雇用者1人につき、1年間雇用するごとに20万円を3年間 (特定集積産業(※2)は5年間)
転入支援助成金	新設 増設 移設	左記区分に伴う常用雇用者の転入に要する経費	①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業。 ②本市転入常用雇用者を操業開始日から1年以上継続して雇用すること。	本市転入常用雇用者1人につき20万円(1回限り)

10 本社を移転、支社オフィスを開設したい

①本社移転・支社オフィス開設の場合の助成、異動した従業員への支援

事業の概要	首都圏等からのオフィス移転や移住・定住を促進するため、「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金交付要綱の定めにより、本市に本社移転・支社オフィスを開設する企業に対して助成金を交付します。また、オフィス開設に伴い異動した従業員への支援をします。
対象者（事業主体）	県外に本社を有し、市内に新たに本社・支社等のオフィス（小売店舗及び営業所を除く）を移転・開設する企業（県内移転は対象外）。
助成金の額等	下記を参照
助成金交付の条件等	下記を参照
問合せ先	企業振興課 企業誘致係 電話 024-525-3723

(1) 交付要件

- ・操業から3年以上の企業
- ・原則3年以上の操業を誓約できること
- ・オフィスで勤務者となる「転入者」・「二地域居住者」が2人以上いること
- ・移転元における地方税の滞納がないこと。

※対象外業種：貸金業、商品先物取引業、訪問販売・電話勧誘販売、風俗営業、その他市が不適当と認めるもの。

(2) 本社移転・支社開設支援補助金

種類	助成対象経費	助成額
改修費支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体工事に要する経費 ・ 設計に要する経費 	補助対象経費の3/4 (上限500万円)
設備購入費支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器（パソコン、プリンター、周辺機器等） ・ テレビ会議システム ・ プロジェクター ほか 	
オフィス賃料支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィスの賃料（最大12か月相当分） ※福島市の設置するシェアオフィス等の賃料は対象外	

※補助対象外経費

- ・ 建物取得等に係る経費（建物取得費、用地費（補償費含む）、家財処分費）
- ・ 施設自体の本体工事ではない経費（土地造成費、外構工事費）
- ・ 支払時に要する振込手数料
- ・ 敷金、礼金、保証金その他これに類する経費相当額及び光熱水費
- ・ 補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費
- ・ その他、必要性が説明できない経費

(3)ゆとり満喫エールパスポート（オフィス開設に伴い異動した常用雇用者を対象）

種類	助成内容	助成額等	対象者
転入支援助成金	本市転入者に対する支援金 （企業へ交付）	1人あたり20万円	補助対象企業の 転入者 （住民票異動者）
家族の引越し支援	本市転入者が他の同一世帯員 を伴って移住する場合の支援金 （企業へ交付）	補助対象経費の1/2 1世帯あたり上限15万円	
農業満喫支援	わいわい市民農園使用料	1年間無料	
温泉満喫支援	「湯めぐりパスポート」 （鯖湖湯、波来湯、あったか湯、中之湯）	入浴料1年間無料 （同一世帯員を含む/最長3年）	補助対象企業の 二地域居住者
	「入浴回数券」 （鯖湖湯、波来湯、あったか湯、中之湯）	回数券12枚綴り1セット贈呈	
くだもの満喫支援	くだもの木オーナー制度 （飯坂温泉観光協会）	無料提供 （1社あたり上限5万円）	補助対象企業

11 福利厚生を充実させたい

①一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター

<p>事業の概要</p>	<p>福島市内における勤労者の福利厚生の向上を図り、併せて若年層を中心とした雇用の安定と企業の振興発展を目的とした団体です。サービスセンター（愛称「えふ・サポート」）は、会費と福島市からの支援により運営しており、会費は様々な事業を通して会員の皆様へ有効に還元されます。</p> <p>えふ・サポートにご加入いただくと、こんなメリットがあります。</p> <p>事業主様には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のイメージアップにつながり、従業員の確保・定着に寄与し、企業の発展につながります。 <p>従業員の方には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚、出生、二十歳などのライフステージに応じた祝金等 ・人間ドック等受診料助成 ・インフルエンザ予防接種料助成 ・国家資格試験等受験料助成 ・チケットあつ旋や有名テーマパーク、宿泊等の施設利用助成を受けることができるなど、生活の安定・向上が図られます。 <p>※上記のほか様々なイベント、事業を実施しております。</p> <p>詳しくはHPをご覧ください。</p> <p>所在地 福島市三河南町 1-20 福島駅西口複合施設コラッセふくしま 3F</p>
<p>加入できる方</p>	<p>福島市内の中小企業(従業員 300 名以下、資本金 3 億円以下)等の事業所・病院・商店に勤務する方及び事業主の方。(パートタイマー、契約社員、臨時職員等を含む)</p> <p>なお、入会は事業所単位となります。福利厚生を目的としておりますので、できるだけ従業員様全員の加入をお願いいたします。</p> <p>年齢は満 15 歳以上、満 70 歳。(継続加入の場合は、年齢の上限はございません。)</p>
<p>会費</p>	<p>会員 1 人につき ●入会金 1,000 円 ●会費月額 600 円</p> <p>※入会金・会費は、事業の趣旨からできるだけ事業主様が負担してください。事業主様が負担した場合は、税法上、損金または必要経費として処理できます。</p>
<p>加入手続き</p>	<p>①えふサポートに資料の請求 電話、またはメールにて資料を請求してください。</p> <p>②加入推進員が説明に伺います 「どんなサービスが受けられるの?」「会費は?」など、お気軽にお問い合わせください。(電話やメールでの問合せも可能です。)</p> <p>③入会の手続き 加入申込書などの必要書類に記入・押印の上お申し込みください。 毎月 25 日(必着)までの申し込みは、翌月 1 日から会員資格が発生します。 ※25 日が休業日の場合は前営業日までの必着となります。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>(一財) 福島市中小企業福祉サービスセンター (えふ・サポート)</p> <p>電話 024-528-2288</p> <p>ホームページ https://www.fsupport.jp/</p> 

12 コラッセふくしま

①コラッセふくしまの概要

平成15年、福島市の新しい玄関口にふさわしいシンボルとしてオープン。

中小企業者を総合的に支援する産業振興の拠点施設として、また観光物産情報や市民サービスの提供を行う施設として、多くの皆さまに利用されています。

クリエイティブビジネスサロン（2階）に加え、企画展示室（3階）を会場としたビジネスマッチング、レンタルオフィス（コラッセふくしま7階）を活用した創業支援など、これまで多くの企業が利用し起業への足掛かりとしています。

所在地 福島市三河南町1番20号

構造 鉄骨造地上13階地下1階

○情報・交流

中小企業の経営を支援する窓口を設置しており、経営に役立つ情報の提供や相談を行います。

また、企画展示室・多目的ホールを中心に、各企業のスキルアップを目的とした講演会などの開催をはじめ、多様で多彩な異業種交流の機会を作り、新しいビジネスの創出を支援します。

○市民生活

福島県観光物産館やふくしま情報ステーションで、広く観光物産情報を提供します。

また、行政サービスコーナーやパスポートセンター、図書館を設置し、市民サービスの提供も行います。

さらに、にぎわい創りを目的に無料のイベントスペースも設置しています。

こんな時、利用できます。

- ◇企業の展示会・即売会
- ◇講演会・セミナーの開催
- ◇インキュベート施設
- ◇貸事務所

企画展示室(3F)

多目的ホール・会議室(3F・4F・5F)

インキュベートルーム(6F)

レンタルオフィス(7F)

○コラッセふくしまの入居団体

公益財団法人福島県産業振興センター、福島県中小企業団体中央会、福島商工会議所、福島県信用保証協会、公益社団法人福島法人会、一般社団法人福島県商工会館など



13 福島市の産業振興

①福島市の産業振興

○産業の振興

福島市産業雇用政策課では、産業振興に係る情報の収集と提供をはじめ、産学連携及び企業間連携の促進に関する事など、地域企業の経営の安定化と競争力の強化のための各種支援事業や雇用の確保、創出のための業務を行っています。

○コーディネーターの活動

産業支援コーディネーターは、企業の皆さまの新事業創出や技術革新のお手伝いをするため、企業のニーズと大学・高専等、公設研究機関が有する研究シーズを結びつける産学連携に取り組んでいます。地域に根ざす企業にとって、新たな製品開発や技術開発を単独で手掛けることは、資金面や人材面から難しい状況にあることが多いようで、これらを克服するために、補助制度などの外部資金を活用し、大学・高専等、公設研究機関が有する研究シーズを有効に活用することは、新製品やサービスの開発にチャレンジをするための有効な手段と考えます。

随時、各企業を訪問しておりますが、産学官連携、企業間の連携、技術や補助金、事業承継に関する事など、どうぞお気軽にご相談ください。

○産学官連携の推進

大学や公設研究機関などの「知的資源」を活用して新しい産業を生み出し、技術革新を図る「産学連携」は、地域産業の活性化に欠かせないものともいえます。

産業支援コーディネーターがコラッセふくしま2階に常駐し、企業や研究者の皆様からの相談に対応しています。

また、「福島大学出前相談会」を開催しております。出前相談会に関するお問合せやご予約は、下記の産業支援コーディネーターまでご連絡ください。

○情報提供

福島市産業雇用政策課では、主に月2回（1日、15日）各種情報を提供することを目的にニュースレターをメールにて提供しています。

なお、メールの配信をご希望の方は下記の産業支援コーディネーターまでご連絡をお願いします。

○産業支援コーディネーターのこれまでの活動状況

- ・福島市新産業創造推進事業のPR
- ・市内企業のニーズ調査、各種支援事業の情報提供
- ・大学等研究機関のシーズ調査
- ・産業支援機関のネットワーク構築
- ・産学連携による新規プロジェクトの創出
- ・企業間のマッチング支援
- ・事業承継コーディネート など

●産業支援コーディネーター

菊池 正直 E-mail / kikuchi5602@gmail.com

宇野 秀隆 E-mail / f-oa@atlas.plala.or.jp

連絡先 024-573-2526